木幸スポーツ企画株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、 次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和3年6月1日~令和7年3月31日までの3年10ヶ月間
- 2. 内容

目標 1: 令和 4 年 4 月までに、未成年の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和 3 年 12 月~ 運用ルールの検討
- 令和4年4月~ 制度の導入、社内報などによる社員への周知

目標2: 令和4年4月までに、未成年の子を持つ社員が、希望する場合に職務や勤 務地等の限定制度を導入する。

<対策>

- 令和3年12月~ 運用ルールの検討
- 令和4年4月~ 制度の導入、社内報などによる社員への周知

目標3: 令和4年4月までに、高齢者や介護が必要な家族がいる社員が、希望する 場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和4年1月~ 運用ルールの検討
- 令和4年4月~ 制度の導入、社内報などによる社員への周知

目標 4: 令和 4 年 4 月までに、高齢者や介護が必要な家族がいる社員が、希望する 場合に職務や勤務地等の限定制度を導入する。

<対策>

- 令和 4 年 1 月~ 運用ルールの検討
- 令和4年4月~ 制度の導入、社内報などによる社員への周知